2　税務署長は、前項の規定による換価の猶予又は第百五十二条第三項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類又は第百五十二条第一項の規定により分割して納付させるために必要となる書類の提出を求めることができる。

第百五十一条の二　税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2　前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

一　国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

二　国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは前項の規定の適用を受けている国税（同法第四十九条第一項第四号（納税の猶予の取消し）（次条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は前条第一項若しくは前項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）

3　第一項の規定による換価の猶予の申請をしようとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。

第百五十二条中「第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）」を「第四十六条第五項から第七項まで及び第九項」に、「並びに同法」を「並びに」に改め、「第四十九条第一項」の下に「（第五号に係る部分を除く。）」を加え、「前条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「、「その期間」と」を「「その期間」と、同条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、それぞれ」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

税務署長は、第百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

2　税務署長は、第百五十一条第一項又は前条第一項の規定による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

第百五十二条に次の一項を加える。

4　国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十六条の二第四項及び第六項から第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、同法第四十六条の二第四項中「分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する第四項」と、同条第七項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、同条第十項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは「同法第百五十一条の二第一項又は同法第百五十二条第四項において準用する前条第七項」と、同項第二号中「次項」とあるのは「国税徴収法第百四十一条（質問及び検査）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同法第四十七条第二項中「前条第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第百八十二条第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　税務署長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十三条第二項及び第三項中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　税関長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十四条中「第百八十二条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「以下」を削る。

第百八十五条中「第百八十三条第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方税法」を「、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法」に改める。

第三条の四第四項中「と、「同項」とあるのは「第二百十二条第一項」を削る。

第三条の二第一項及び第二項中「、第九条の六第二項から第四項まで」を削り、同条第三項中「、第九条の六第三項若しくは第四項」を削り、同条第四項中「、第九条の六第三項及び第四項」を削り、同条第五項及び第六項中「、第九条の六第四項」を削り、同条第十三項中「第百四十二条」を「第百四十二条若しくは第百四十二条の九」に改め、同項の表第百七十二条第一項第一号の項中「、第九条の六第二項若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）」を削り、「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第十四項中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで」を「第百六十四条第一項第一号」に、「当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる」を「同号に定める」に改め、同条第十五項第二号から第四号までの規定中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第二十四項中「規定する給付補てん金等」を「規定する給付補塡金等」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改め、同条第二十五項中「特定給付補てん金等」を「特定給付補塡金等」に改める。